

医療費適正化基本方針の見直しに対する意見

現在、国において、医療費適正化基本方針（以下「基本方針」という。）の見直しが進められているが、この基本方針は、今後、都道府県が第三期医療費適正化計画を策定するに当たって指針となるものであり、地方への影響が大きいものであることから、次の点について十分に配慮されるよう強く要望する。

- 1 医療費の適正化は、都道府県のみならず、国、市町村、医療関係者、医療保険者、住民等の様々な主体による取組の結果であり、都道府県が管理できる要素は非常に限られているものであることから、それぞれの主体が果たすべき役割・責任について基本方針に明記すること。

また、医療費適正化計画の策定・推進に当たっては、医療関係者や医療保険者等に対し、その理解及び協力が得られるよう、国の責任において十分かつ丁寧な説明・調整を行うこと。

- 2 地域医療構想は、将来の医療需要の変化に対応し、在宅医療等も含めた地域の医療提供体制を全体として検討するためのものであって、病床の削減が目的ではない。

また、医療費適正化計画で算定する医療に要する費用の見込みは推計値に過ぎないものであることから、地域医療構想を踏まえた医療費適正化計画の入院医療費の見込みの算定方法については、地域の医療提供体制を全体としてとらえるべきであり、病床の削減による医療費の削減を目標としていると受け止められないよう、十分留意すること。

- 3 今回の基本方針の見直しについては、都道府県と十分な協議をする時間がなかったことから、医療費適正化計画に盛り込む取組目標や取組内容については、それを盛り込む理由、取組目標値の算定方式、取組の効果等を明確に示すこと。また、今年夏に行うこととされている基本方針の一部改正に当たっては、十分な時間的余裕をもって都道府県と協議すること。

平成 28 年 3 月 3 日

全国知事会

社会保障常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富一